平成２１年（再ロ）第３号
香川県丸亀市飯山町下法軍寺600番地19
再生債務者　多田羅保彦
1　決定年月日時　平成21年12月７日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年１月４日まで
4　一般異議申述期間　平成22年１月18日から平成22年２月１日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２１年（再ロ）第１号
鹿児島県指宿市東方8215番地３
再生債務者　木佐貫正一
1　決定年月日時　平成21年12月１日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年１月４日まで
4　一般異議申述期間　平成22年１月12日から平成22年１月19日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２１年（再ロ）第１８号
北九州市小倉北区貴船町４番18号
再生債務者　井上三喜治
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後４時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年１月５日まで
4　一般異議申述期間　平成22年１月12日から平成22年１月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２１年（再ロ）第１５号
沖縄県那覇市首里儀保町４丁目101番地　センチュリー宝口311
再生債務者　稲福　由乃
1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年12月４日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年１月１日まで
平成21年12月４日
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（再ロ）第８４号
大阪府大東市栄和町２番14号
再生債務者　竹山ゆかり
1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年12月３日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年１月４日まで
平成21年12月４日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（再ロ）第８５号
大阪府大東市栄和町２番14号
再生債務者　竹山　誠
1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年12月３日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年１月４日まで
平成21年12月４日
大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２１年（再ロ）第２号
岐阜県多治見市笠原町948番地　草口住宅63号
再生債務者　山岡　奏恵
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年11月19日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年12月３日
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（再ロ）第７号
愛媛県松山市会津町４番25号
再生債務者　笘尾　博
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年11月30日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年12月７日　松山地方裁判所

平成２１年（再ロ）第１４号
福岡市博多区麦野４丁目35番11―202号
再生債務者　冨田　修一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年12月１日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年12月４日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（再ロ）第１６号
宮城県塩竈市清水沢３丁目20番４号
再生債務者　阿部　浩幸
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年12月３日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年12月４日
仙台地方裁判所第４民事部

平成２１年（再ロ）第２６号
仙台市太白区茂庭台４丁目３番２―711号
再生債務者　上村謙一郎
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年12月３日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年12月４日
仙台地方裁判所第４民事部

平成２１年（再ロ）第１０号
岡山市中区門田屋敷３丁目４番３―22号
再生債務者　小梶　久子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年12月３日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年12月７日
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（再ロ）第２０号
千葉県八千代市八千代台北１丁目８番地６　プリマヴェーラ八千代台505号
再生債務者　佐藤　修
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年12月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年12月７日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（再ロ）第１１号
兵庫県相生市相生１丁目２番24号
再生債務者　米澤　淳
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年12月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年12月７日　神戸地方裁判所姫路支部

企業年金基金変更公告

ぺんてる企業年金基金の事務所の所在地に変更があったので、確定給付企業年金法第15条及び確定給付企業年金法施行令第９条の規定により次のように公告する。
１．新事務所の所在地　東京都千代田区東神田２丁目１番６号
２．旧事務所の所在地　東京都中央区日本橋小網町７番７号
３．変更年月日　平成21年12月２日
平成 21 年 12 月 15 日
ぺんてる企業年金基金

厚生年金基金変更公告

大阪既製服厚生年金基金の事務所の所在地に変更があったので、厚生年金保険法第116条及び厚生年金基金令第４条の規定により、次のように公告する。
１．新事務所の所在地　大阪市中央区谷町２丁目４番５号
２．旧事務所の所在地　大阪市中央区内本町１丁目２番45号
３．変更年月日　平成21年12月14日
平成 21 年 12 月 15 日
大阪既製服厚生年金基金

解散公告

合併
平成二十一年五月二十八日開催の甲の理事会及び評議員会並びに平成二十一年五月二十九日開催のこの理事会において、左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することを決議いたしましたので、この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から平成二十二年三月十九日までにお申し出下さい。
平成二十一年十二月十五日
愛知県刈谷市下重原町三丁目一一一〇番地
（甲）社会福祉法人刈谷市社会福祉協議会
会長　澤田　明慶
愛知県刈谷市下重原町三丁目一一一〇番地
（乙）社会福祉法人刈谷市福祉事業団
理事長　大鳥　誠司